

<表6> 施設による運営目標 (単位:ヶ所、%)

区分	計	収容施設	利用施設	独立施設
計	116 (100.0)	73 (100)	23 (100)	20 (100)
訓練中心	50 (43.1)	42 (57.5)	8 (34.8)	-
訓練・雇用の比重 同じ	28 (24.1)	19 (26.1)	7 (30.4)	2 (10.0)
雇用中心	38 (32.8)	12 (16.4)	8 (34.8)	18 (90.0)

(出所:職業再活施設運営実態調査、保健福祉部内部資料、1997)

<表7> 作業内容

職種	頻度	比率
計	216	100%
単純賃加工	35	16.3%
軍手製造	18	8.3%
電子部品組立	18	8.3%
木工芸	17	7.9%
園芸・農畜産	16	7.4%
縫製・手芸	15	6.9%
その他	97	44.9%

(出所:障害人保護作業場実態調査、保健福祉部、1995)

その他には、印刷、洗濯、土器、アクセサリー、ろうそく、印鑑、パン等20種類が含まれている

3. 作業内容

1995年保健福祉部の調査によれば、128ヶ所の作業場の中で、単純賃加工が16.3%で最も多い。以下、軍手製造8.3%、電子部品組立8.3%、木工芸7.9%、園芸・農畜産7.4%、縫製・手芸6.9%順になっている。

そして、作業形態は、自家生産が69ヶ所(53.9%)、下請け作業が43.8%を占めている。また、完製品を生産しているところは、87ヶ所で68%、半製品は、22ヶ所で17.2%、部品加工は、11.7%、農畜産は、3.1%になっている。

韓国の保護作業場は、一般雇用に進めるための準備段階としての教育訓練の場の役割や一般雇用できない障害者たちの受け皿としての役割を果たしている。そして、仕事場として生活を支えていく場所としてのみ認識されているのが現実なので、韓国の作業場は障害者の「生きる場」として、さらに、「社会参加のもとになる場」にならなければならない。

以上のように、作業の内容のほとんどは、単純加工製品や低い付加価値の製品を作っている。それゆえ、製品の販路が厳しくなり、賃金も少なくなり、施設設備も十分にできなくなるといったような悪循環に陥ってしまっている。

「障害人福祉事業指針」によると、市・郡・区長は、保護作業場の運営活性化のために施設別・障害種別の特徴および地域企業の好みなどを考慮し、適している下請職種を開発・指導し、障害人雇用促進等に関する法律第38条4項の規定に従って保護作業場が請負を受けるように支援しなければならないとされている。しかし、これは、勧奨事項であり、義務事項ではないので、ほとんど効果はなかったと言われている。

4. 障害者の構成

保護作業場で勤めている、あるいは、訓練を受けている障害者は、全部で2,852人である。そのうち、精神肢体人が最も多く1,630人、以下、肢体障